

## 指名競争入札参加指名基準

### 第1 共通的基準

指名競争入札に参加する者は、次に掲げる共通的基準たる要件を満たしていなければならないとともに、指名に当たっては、契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において地元業者の育成に努めなければならない。

#### 1 経営内容等

指名しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、契約の履行がなされないこととなるおそれがない者であると。

#### 2 法的適性

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認可、免許、登録等を受けている者であること。

#### 3 技術的適正

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、特殊な技術、機械器具又は設備を必要とするものにあつては、当該特殊な技術、機械器具又は設備を保有することができる者であること。

#### 4 地理的適正

履行期限、履行場所、アフターサービス等の契約の内容を勘案し、一定地域内の者のみを対象として競争に付することが有利と認められる者にあつては、当該一定地域内で営業している者であること。

#### 5 経営規模的適正

指名しようとする時点において、未履行契約高（現に履行中の者を含む。）と当該指名競争入札に係る予定契約高とを総合して経営規模に余裕があると認められる者であること。

### 第2 事業別基準

指名競争入札に参加する者は、次に掲げる事業別基準たる要件を満たしていなければならない。

#### 1 工事の請負

工事（一般土木工事、ほ装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事及び管工事に限る。以下同じ）の請負契約に係る指名競争入札に参加するものは、当該指名競争入札に付そうとする工事の予定価格（以下「予定価格」という。）に対応する等級に格付された者であること。ただし、次の各号に掲げる場合にあつてそれぞれ当該各号に定める者を指名又は選定することができる。

- (1) 指名競争入札等に付そうとする工事がその施行上特殊な専門的技術（ほ装、鋼構造物、下水道管工事を含む。）を必要とする場合は、資格者名簿に搭載されている者の中から、予定価格に対応する等級に関係なく指名又は選定することができる。
- (2) 指名競争入札等に付そうとする工事が全体計画の一部である場合、当該計画に係る全体の契約予定金額を勘案のうえ、予定価格に対応する等級より上位の等級に格付された者を、資格者名簿に搭載されている者の中から指名又は選定することができる。
- (3) 工事のうち、その内容、施工方法が急施を要するもの及び維持修繕等に係るものを指名競争入札等に付そうとする場合は、資格者名簿に搭載されている者の中から予定価格に対応する等級に関係なく指名又は選定することができる。
- (4) 地元業者で特に必要があると認めるときは、当分の間、当該工事の予定価格に対応する等級を基準として上位2位及び下位1位の等級に格付された者を資格者名簿に搭載されている者の中から指名又は選定することができる。